

○枚方市自動車駐車場条例

平成3年12月16日

条例第31号

(設置)

第1条 道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与するため、自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岡東町自動車駐車場
- (2) 位置 枚方市岡東町14番49号

(平5条例25・一部改正)

(駐車車種)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び同表に規定する自動二輪車（側車付きのものを除く。以下「自動二輪車」という。）とする。

(平5条例25・追加)

(駐車拒否)

第4条 次の各号のいずれかに該当する普通自動車及び自動二輪車（以下これらを「自動車」という。）については、駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (2) 引火、発火若しくは爆発のおそれがある物品又は著しく悪臭を発する物品を積載している自動車
- (3) 駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車を損傷するおそれがあると認められる自動車
- (4) 前3号に掲げる自動車のほか、駐車場の管理上支障があると認められる自動車

(平5条例25・追加、平16条例34・一部改正)

(駐車場の使用時間等)

第5条 駐車場の使用は、全日について行うことができる。ただし、駐車場に自動車を入庫し、又は駐車場から自動車を出庫することができる時間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 入庫 午前7時から午後11時30分まで
- (2) 出庫 午前7時から翌日の午前0時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項各号に規定する時間を臨時に変更することができる。

(平16条例34・追加、平18条例15・一部改正)

(駐車場の使用区分)

第6条 駐車場の使用の区分は、一時使用及び定期使用（月を単位とする使用方法をいう。以下同じ。）とする。

(平16条例34・追加)

(駐車場の使用許可)

第7条 駐車場を使用しようとする者は、市長に申請してその許可を受けなければならない。ただし、一時使用については、規則で定める駐車券の交付をもって、その許可があったものとみなす。

2 市長は、定期使用を許可したときは、規則で定めるところにより定期駐車券を交付するものとする。

(平16条例34・追加)

(使用料の額等)

第8条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車その他市長が定める自動車による駐車場の使用に際しては、使用料の納付は要しない。

2 市長は、使用者の利便を図るため必要があると認めるときは、使用料の納付につき、前払駐車券（前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第92号）第2条第1項に規定する前払式証票をいう。以下同じ。）を発行することができる。

3 市長は、前項の規定により前払駐車券を発行するときは、当該前払駐車券に表示された額の1割を超えない範囲内の額を減額することができる。

(平5条例25・追加、平8条例32・一部改正、平16条例34・旧第5条繰下・一部改正、平18条例15・一部改正)

(使用料の徴収方法)

第9条 使用料は、駐車場から自動車を出庫させる際に、当該使用者から徴収する。ただし、定期使用に係る使用料は、当該許可の際に徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が市長の指定した駐車証を持参した場合における使用料の納付方法については、市長が別に定める。

(平16条例34・追加)

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、駐車場の使用を取り止めさせ、又はその使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該使用者に損害が生じた場合においても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げる行為をしたとき。
- (2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車をき損するおそれがある行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。

(平16条例34・追加)

(還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平5条例25・追加、平8条例32・一部改正、平16条例34・旧第6条繰下)

(減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平5条例25・追加、平16条例34・旧第7条繰下)

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、駐車場の使用に係る権利を他のものに譲渡し、又は他のものに貸し与えてはならない。

(平16条例34・追加)

(使用の禁止)

第14条 市長は、駐車場の整備その他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を禁止することができる。

(平16条例34・追加)

(損害賠償)

第15条 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(平5条例25・追加、平16条例34・旧第8条繰下)

(市の免責事項)

第16条 市は、駐車場における自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかった場合は、自動車の損傷、滅失、盗難等について損害賠償の責めを負わないものとする。

(平5条例25・追加、平16条例34・旧第9条繰下)

(指定管理者による管理等)

第17条 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合における当該指定管理者に行わせる業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第7条及び第10条に規定する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

3 第1項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合における第7条及び第10条の規定の適用については、それらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平16条例34・追加)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平5条例25・追加、平16条例34・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成5年規則第69号で、同6年2月1日から施行]

附 則 [平成18年3月13日条例第15号]

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（定期使用に係る部分に限る。）は、同年5月20日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の定期使用に係る使用料について適用し、同日前の定期使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

（平8条例32・全改、平13条例9・平16条例34・平18条例15・一部改正）

自動車の区分	使用の区分	使用料の額	
普通自動車	一時使用	昼間	30分までごとに100円（ただし、30分までごとに100円を加えた額が1,400円を超える場合にあっては、1,400円）
		夜間	800円
	定期使用	全日	1月につき15,000円
		平日	1月につき10,000円
自動二輪車	一時使用	1日1回につき300円	
	定期使用	1月につき4,000円（大型のものにあっては、5,000円）	

備考

- 1 「昼間」とは、午前7時から翌日の午前0時までをいう。
- 2 「夜間」とは、午前0時から午前7時までをいう。
- 3 「平日」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。
- 4 「1月」とは、月の初日から末日までをいう。
- 5 「大型のもの」とは、自動二輪車のうち総排気量0.4リットルを超える内燃機関を原動機とする二輪の自動車をいう。